



JASDAQ

平成 24 年 10 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ナイスクラップ
代 表 者 代表取締役社長 小路 順一
(JASDAQ・コード7598)
問 合 せ 先 専務取締役管理部長 杉山 敏朗
電 話 03-6418-4649

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 24 年 10 月 19 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要課題の一つとして考え、経営基盤の強化及び事業成長による企業価値の長期的かつ持続的な向上に努めております。また、配当性向を重要視しつつ、継続的かつ安定的な利益配当を基本方針としております。

かかる状況の下、平成 24 年 9 月上旬、当社の第二位株主である菊地博巳氏（本日現在の保有株式数 1,207,600 株。発行済株式総数（10,834,000 株）に対するその保有する割合（以下、「当社株式保有割合」といいます。）11.15%（小数点以下第三位を四捨五入、以下同じ。）。以下、「菊地氏」といいます。）から、菊地氏、菊地氏が取締役を務める有限会社キイ・ライン（本日現在の保有株式数 363,680 株。当社株式保有割合 3.36%。以下、「キイ・ライン」といいます。）、菊地氏の配偶者である菊地友子氏（本日現在の保有株式数 496,000 株。当社株式保有割合 4.58%。）及び菊地氏の子である菊地舞氏（本日現在の保有株式数 182,400 株。当社株式保有割合 1.68%。以下、菊地氏、キイ・ライン、菊地友子氏及び菊地舞氏を「本件応募予定者」と総称します。本件応募予定者にかかる本日現在の保有株式合計数 2,249,680 株。当社株式保有割合 20.76%。）のそれぞれが保有する全株式を売却する意向がある旨の連絡を受けました。なお、菊地氏は、当社の創業者であり、平成 24 年 4 月に代表取締役社長を退任した後、相談役として経営に関する助言を行っております。

当社は、菊地氏からの連絡を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格への影響、ならびに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながるかと判断いたしました。また、本公開買付けにかかる買付代金（732,000,000 円）の平成 24 年 9 月 30 日現在における当社保有現金及び預金の額（5,217,114 千円）に対する割合は 14.03%であることから、本公開買付けに伴う資金支出が当社の財務状況に対して及ぼす影響は限定的であると考えられ、従って当該自己株式の取得のためにある程度の資金支出を伴ったとしても、当社の現状の経営計画や配当方針に特段影響を与えることなく事業を遂行でき、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。なお、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により

充当する予定であります。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「買付価格」といいます。）の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。また、本公開買付けにおける買付予定数の上限は2,400,000株（本日現在の発行済株式総数（10,834,000株）に対する割合は22.15%。）と決定しております。

当社は、以上の検討及び判断を経て、平成24年10月19日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

なお、当社は本件応募予定者より、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募することを当社に対して確約する旨の確約書を受領しております。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針につきましては、現時点では未定であります。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

種類	総数	取得価額の総額
普通株式	2,410,000株（上限）	735,050,000円（上限）

(注1) 発行済株式総数 10,834,000株

(注2) 発行済株式総数に対する割合 22.24%

(注3) 取得する期間 平成24年10月22日（月曜日）から平成24年12月28日（金曜日）まで

- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等
該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議	平成24年10月19日（金曜日）
② 公開買付開始公告日	平成24年10月22日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）
③ 公開買付届出書提出日	平成24年10月22日（月曜日）
④ 買付け等の期間	平成24年10月22日（月曜日）から 平成24年11月16日（金曜日）まで（20営業日）

- (2) 買付け等の価格 普通株式1株につき、金305円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、買付価格の算定に際しては、当社普通株式が上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性等を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、株式会社大阪証券取引所の開設する市場である J A S D A Q（スタンダード）（以下、「J A S D A Q」といいます。）における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 24 年 10 月 19 日の前営業日（同年 10 月 18 日）の当社普通株式の終値 341 円、同年 10 月 18 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 340 円（小数点以下を四捨五入）、及び同年 10 月 18 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 350 円（小数点以下を四捨五入）を参考にいたしました。

一方で、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様への利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。

当社は、平成 24 年 9 月上旬、当社普通株式の市場価格を基礎として 10%程度のディスカウント率によるディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について本件応募予定者に打診したところ、当該価格水準での応募を前向きに検討するとの回答を得ました。これにより、当社は、本件応募予定者より、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募することを当社に対して確約する旨の確約書を受領しております。

本件応募予定者及び当社間における上記のやり取りを踏まえつつ、最終的に、過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を参考として、買付価格は、当社が平成 24 年 9 月 6 日に公表した当社業績予想の下方修正の内容を前提として株価形成がなされた期間であると考えられる平成 24 年 10 月 18 日までの過去 1 ヶ月間の J A S D A Q における当社普通株式の終値の単純平均値 340 円（小数点以下を四捨五入）に対して 10.29%のディスカウント率を適用した 305 円（小数点以下を四捨五入）とすることを、平成 24 年 10 月 19 日開催の当社取締役会において決定いたしました。

なお、買付価格である 305 円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 24 年 10 月 19 日の前営業日（同年 10 月 18 日）の当社普通株式の終値 341 円から 10.56%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 10 月 18 日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 340 円（小数点以下を四捨五入）から 10.29%（小数点以下第三位を四捨五入）、同年 10 月 18 日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 350 円（小数点以下を四捨五入）から 12.86%（小数点以下第三位を四捨五入）、それぞれディスカウントした金額になります。

②算定の経緯

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要課題の一つとして考え、経営基盤の強化及び事業成長による企業価値の長期的かつ持続的な向上に努めております。また、配当性向を重要視しつつ、継続的かつ安定的な利益配当を基本方針としております。

かかる状況の下、平成 24 年 9 月上旬、当社の第二位株主である菊地氏から本件応募予定者が保有する株式を売却する意向がある旨の連絡を受けました。

当社は、菊地氏からの連絡を受けて、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格への影響、ならびに当社の財務状況等を総合的に鑑み、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社が自己株式として取得することは、当社の 1 株当たり当期純利益（EPS）の向上や自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元につながる判断いたしました。

また、本公開買付けにかかる買付代金（732,000,000円）の平成24年9月30日現在における当社保有現金及び預金の額（5,217,114千円）に対する割合は14.03%であることから、本公開買付けに伴う資金支出が当社の財務状況に対して及ぼす影響は限定的であると考えられ、従って当該自己株式の取得のためにある程度の資金支出を伴ったとしても、当社の現状の経営計画や配当方針に特段影響を与えることなく事業を遂行でき、財務の健全性及び安定性を維持できると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法については、株主間の平等性及び取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。また、買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

当社は、平成24年9月上旬、当社普通株式の市場価格を基礎として10%程度のディスカウント率によるディスカウントを行った価格で本公開買付けを実施した場合の応募について本件応募予定者に打診したところ、当該価格水準での応募を前向きに検討するとの回答を得ました。これにより、当社は、本件応募予定者より、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募することを当社に対して確約する旨の確約書を受領しております。

本件応募予定者及び当社間における上記のやり取りを踏まえつつ、最終的に、過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された買付価格の市場株価に対するディスカウント率等を参考として、買付価格は、当社が平成24年9月6日に公表した当社業績予想の下方修正の内容を前提として株価形成がなされた期間であると考えられる平成24年10月18日までの過去1ヶ月間のJASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値340円（小数点以下を四捨五入）に対して10.29%のディスカウント率を適用した305円（小数点以下を四捨五入）とすることを、平成24年10月19日開催の当社取締役会において決定いたしました。

（4）買付予定の株券等の数

株券等種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,400,000株	一株	2,400,000株

（注1）本公開買付けに応じて売付け等をした株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数（2,400,000株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（5）買付け等に要する資金

759,000,000円

（注）買付予定数（2,400,000株）を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用（公開買付けに関する新聞公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費

用等の諸費用)の見積額を合計したものです。

(6) 決済の方法及び開始日

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

②決済の開始日

平成24年12月11日(火曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下、「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主を含みます。以下、「外国人株主等」といいます。))の場合は常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を控除した金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付をした本店又は全国各支店にてお支払いします。

(注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(イ) 個人株主の場合

(i) 応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、公開買付者の資本金等の額(連結法人の場合は連結個別資本金等の額)のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額を配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として10%(所得税7%、住民税3%)に相当する金額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税3%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20%(所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当所得とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当所得とみなされる金額について、7%(所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20%(所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

みなし配当課税として、買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、その差額に対して原則として7%(所得税のみ)に相当する金額が源泉徴収されます。

なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、公開買付代理人に対して平成24年11月16日までに租税条約に関する届出書等をご提出下さい。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方はそれぞれ、以下の表明及び保証を行うことを要求される場合があります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

② 本日現在、当社の主要株主である菊地氏、キイ・ライン、菊地友子氏及び菊地舞氏は、当社普通株式をそれぞれ 1,207,600 株、363,680 株、496,000 株及び 182,400 株（当社株式保有割合はそれぞれ 11.15%、3.36%、4.58%及び 1.68%。本件応募予定者にかかる保有株式合計数 2,249,680 株。当社株式保有割合 20.76%。）保有しておりますが、当社は、本件応募予定者より、当社が自己株式の公開買付けを決議した場合には、その保有する当社普通株式の全部を本公開買付けに応募することを当社に対して確約する旨の確約書を受領しております。

以 上